

鳥栖市中央公園民間活力導入可能性調査業務 特記仕様書

第1条 (適用)

本特記仕様書は、鳥栖市中央公園民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 (業務概要)

業務名：鳥栖市中央公園民間活力導入可能性調査業務

場 所：鳥栖市大正町

概 要：ニーズ調査業務	一式
サウンディング調査業務	一式
基本計画策定業務	一式
浸水緩和策の検討業務	一式 ほか

工 期：契約日の翌日から令和9年2月26日まで

第3条 (業務の目的)

本業務の対象地である中央公園は、近隣に鳥栖駅や大型商業施設があり、イベント会場としても活用され、利用者の多い公園である。しかしながら、遊具やトイレなどの公園施設が老朽化し、再整備が必要である。そのため、地元などにニーズ調査を行った上で、施設の維持管理を考慮した民間活力導入可能性調査を実施し、民間活力を活かした整備について基本計画の策定を行うことを目的とする。

第4条 (業務の範囲)

本業務の対象範囲は、中央公園全域を想定する。（別紙3）

第5条 (準拠する関係法令及び通達等)

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び関連法規等により実施するほか、以下によるものとする。

- ・国土交通省公共測量作業規定
- ・設計・調査・測量業務共通仕様書（佐賀県 最新版）
- ・公園緑地共通仕様書（佐賀県 県土整備部 最新版）
- ・屋外体育施設の建設指針（最新版）
- ・都市公園技術標準解説（最新版）
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（最新版）
- ・その他関連資料

第6条 (管理技術者)

管理技術者は、次の要件を満たすものとする。

公園計画かつ設計業務に対応する資格を有する技術士、国土交通省登録技術者資格又はR C C M。 (別表 1 参照)

第 7 条 (照査技術者)

照査技術者は、次の要件を満たすものとする。

公園計画かつ設計業務に対応する資格を有する技術士、国土交通省登録技術者資格又はR C C M。 (別表 1 参照)

第 8 条 (費用の負担)

本業務の資料収集等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第 9 条 (必須業務内容)

本業務は、第 3 条 (業務の目的) を遂げるよう業務を行う必要があるが、下記内容については、必須業務内容とする。

(1) ニーズ調査業務

中央公園に求められる施設を把握するため、かつイベント等の場としても活用しやすいようにするため、地元住民や関係団体へニーズ調査を行うものとする。

(2) サウンディング調査業務

中央公園において、公募設置管理制度 (Park-PFI) だけでなく、指定管理制度などの民間活力への導入について意見・要望・意向についてサウンディング調査を行うものとする。

(3) 基本計画策定業務

利用者とPFI事業者にとって使われ活きる公園として、今後の維持管理を考慮した賑わい空間を創出するよう検討し、今後の中央公園の未来像として基本計画図等の作成を含め、基本計画を策定するものとし、概算工事費の算出も行うものとする。

また、中央公園南県道では、大雨時に道路冠水被害が発生していることから、現況の小原池の治水機能の維持・向上を図った公園整備のあり方についても検討すること。

なお、基本計画を策定する際は、(1)、(2)を基にするとともに、市が設置する中央公園整備検討懇話会 (地元区長等で構成) の意見を踏まえて策定し、その際、市に対し、資料作成等の技術的支援を行うものとする。

第 10 条 (打合せ・協議)

本業務における打合せは、業務着手時、中間時 (2 回以上)、業務完了時の計 4 回以上とし、打合せ終了後、速やかに打ち合わせ議事録を作成し、相互に確認をしなければならない。

第11条 （報告書作成）

業務成果を取りまとめ、報告書を作成する。

- ・報告書：A4判ファイル綴じ 2部
- ・電子データCD-R 2枚

（※図面については、JWCADで使用可能なデータとすること）

第12条 （根拠の明示）

本業務に用いる考え方、計画手法、設計基準等については、その根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書に明記する。

第13条 （機密保持、関係法規の遵守）

受託者は、本業務に関する全ての事項について、機密保持を厳守し、他に漏らしたり転用したりしてはならない。また、関係法規を遵守し、違反しないよう十分注意しなければならない。

第14条 （安全等の確保）

測量作業など屋外での作業の実施に際しては、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

第15条 （立入許可等）

現地に立ち入る際は、身分証明書を携帯しなければならない。

第16条 （電子納品）

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子の納品とは、「最終成果について電子成果品を納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土づくり本部）」及び国土交通省等の「電子納品要領（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) 受注者は、本業務を実施するに当たり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し施工計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議しその指示を受けなければならない。
- (3) 検査帳票を電子データとする場合は、「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土整備部）」に基づいて作成した電子検査帳票を電子媒体（CD-R）で提出する。
- (4) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。また、検査帳票についても同様の取り扱いとする。

第17条 （疑義）

本業務において疑義を生じた場合は、速やかに協議しなければならない。

第18条 （その他）

- (1) 本特記仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するに当たり必要と思われるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。
- (2) 受託者は、成果品引渡し後においても、成果品の修正等の必要が生じた場合は、速やかに対処しなければならない。
- (3) 委託業務内容及び諸条件等について、委託者と受託者の協議の結果変更の必要がある場合は、協議の上契約変更を行うものとする。
- (4) 本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施に当たっては、「ウィークリースタンス実施要領」（佐賀県 最新版）に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- (5) 本業務において、契約額100万円以上となる場合は、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）の登録を行うものとする。

公園及び河川関係に関する資格

●公園関係

技術士	総合技術監理部門	都市及び地方計画
	建設部門	都市及び地方計画
RCCM	都市計画及び地方計画	

●河川関係

技術士	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋
	上下水道部門	下水道
	総合技術管理部門	建設-河川、砂防及び海岸・海洋
	総合技術管理部門	上下水道-下水道
RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋	
	下水道	